

## 令和3年3月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和3年3月23日（火）13時21分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 氏家義雄委員， 2 都築和子委員， 3 高畑強委員， 4 藤田諭史委員，  
5 松本健委員， 6 立石泰夫会長， 7 田中渉委員， 8 内田猛委員，  
9 杉原倫代委員， 10 松岡一雄委員， 11 大前純一委員， 12 瀬川治  
会長職務代理者， 13 福崎元文委員， 14 松原影明委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也，係長 我部山 美治
7. 議案等 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 非農地について
8. 議 事  
局 長

それでは、ただいまより、令和3年3月の農業委員会総会（定例会）を始めさせていただきます。

まず、はじめに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしくをお願いします。

会 長

皆さんこんにちは。定例会にご出席いただきありがとうございます。

最近暖かい日が続き、桜はもうすぐ満開となりそうです。畑を見ますと、菜の花、レンゲは満開となっております。新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言は終了しましたが、収束はしておりませんので、十分気をつけていただきますようお願いいたします。

皆さんご存じと思いますが、3月5日付の全国農業新聞には、女性農業委員として活躍されておられる、都築委員さんの記事が掲載されております。

それでは、議事に入りたいと思いますのでよろしくお願いします。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしくお願いします。

会 長

それでは、令和3年3月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いします。

本日の議事録署名人には、3番の高畑委員と、4番の藤田委員の両名、よろしくお願いします。

それでは早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1ページから3ページで、9案件でございます。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1ページ2ページで、9案件でございます。

番号1ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

譲渡人は【申請人読み上げ】です。

申請農地は【申請地読み上げ】であります。

本案件は農業廃止を考慮しておられました譲渡人と労力不足により、経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ所有権移転を行うものです。

なお、申請地には米麦を作付けする計画が提出されております。

次に番号2ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

譲渡人は【申請人読み上げ】です。

申請地は【申請地読み上げ】であります。

本案件は、譲渡人の高齢化による経営縮小、譲受人の経営規模拡大により所有権移転申請するものであります。

なお、申請地にはヒマワリを植栽する計画が提出されております。

次に番号3ですが、売買による所有権移転の案件で、【申請人読み上げ】です。

申請地は【申請地読み上げ】であります。本案件は、非農家である譲渡人は農地の処分を考えられ、就農を希望している譲受人が所有権移転申請するものであります。なお、申請地には野菜を作付けする計画が提出されております。

次に番号4ですが、使用貸借権設定の案件でございます。

【申請人読み上げ】です。

本申請は【申請地読み上げ】であります。本案件は、就農を希望している借り人が、使用貸借により畑を借り受けるため申請するものであります。なお、申請地にはミカンを栽培する計画が提出されております。

次に番号5ですが、贈与による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】です。

申請地は【申請地読み上げ】であります。本案件は、千葉県在住の譲渡人は不動産の処分を考えられており、経営規模拡大を考えられている譲受人に贈与するものであります。なお、申請地にはサカキを栽培する計画が提出されております。

次に番号6から番号8につきましては、譲渡人が東京都在住であるため、農地については処分したいので譲り受けてもらえる農家を探してもらいたいという申し出があり、1月及び2月の定例会において立石会長が遊休農地とならないよう地元の委員さんに動いてもらっているという案件で、立石会長、瀬川会長職務代理者、地元委員さんの働きかけで売買契約の締結に至った案件でございます。

番号6ですが、譲受人は【申請人読み上げ】です。

申請地は【申請地読み上げ】であります。なお、申請地には水稲・レタスを栽培する計画が提出されております。

次に番号7ですが、【申請人読み上げ】です。

本申請地は【申請地読み上げ】であります。

なお、申請地には水稲・レタスを栽培する計画が提出されております。

次に番号8ですが、【申請人読み上げ】です。

本申請地は【申請地読み上げ】であります。

なお、申請地には水稻・レタスを栽培する計画が提出されております。

次に番号9ですが、営農型太陽光発電設備を継続することによる地上権の設定の案件でございます。【申請人読み上げ】です。

本申請農は【申請地読み上げ】であります。

本件は後にお諮りいただく議案第3号の番号12と関連しております。土地の所有者と営農型太陽光発電設備の事業者は親子の関係であります。

まず営農型太陽光発電設備について、簡単にご説明いたします。営農型太陽光発電設備とは、農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部に太陽光発電設備を設置するものでありまして、当該申請地の場合は地上から約2.5mの高さに太陽光パネルを設置して、上部で発電を行い、下部の農地では農業を行うものであります。本申請は太陽光発電パネルが農地の上部を利用するため、その権利を保護するために地上権を設定するものであります。

本申請につきましては後でお諮りいただく5条申請と同時しておく必要があることから、今般申請するものであります。ちなみに、営農型発電設備は、建築確認を要する建築物には該当せず、転用としては一時転用許可扱いとなり、3年毎に一時転用許可申請と、毎年、生産した農作物に係る状況を報告するようになります。前回は平成30年3月に申請していましたが、その際の地上権の権利設定期間も5条許可申請と同期間の3年間でありましたため、その期間が経過することと、今後も営農型太陽光発電を継続するため、再度の更新の申請をするものであります。

なお、営農型太陽光発電設備の下部での作付け作物は、引き続きミョウガを作付けする計画が提出されております。

以上、9案件、登記地目は田が16筆、畑が2筆、面積は16,828.17㎡であります。

申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有機械の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できることと見込まれる全部効率要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時

従事要件、及び第 5 号の耕作の用に供する 30 アールの下限面積要件、並びに第 7 号の周辺地域との調和要件の審査基準を全て満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項の各号の禁止要項には該当しないため、許可相当と考えております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案書の 4 ページで、1 案件でございます。

番号 1 ですが、【申請人読み上げ】です。

【申請地読み上げ】であります。

本案件の申請者は、相続により土地を取得しましたが、申請地には、昭和 47 年頃に亡父が転用の申請をすることなく自宅を建築したものである

ため、是正のため申請するものです。本来であれば、農地法の許可を受けなければなりません。様は、農地法を熟知していなかったため、当時行わなければならない農地法上の手続きをせず無断で転用しておりますが、提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。

なお、本申請地は準工業地域に指定されている第3種農地であります。

以上、1案件、登記地目は田が1筆、転用面積は434㎡で、転用についての近隣の農地関係者の方との調整を了しており、特に問題は無いと考えておりますので、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号1は〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。12日に〇〇委員と現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということ。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の5ページから8ページで、12案件です。

番号1ですが、贈与による所有権移転であります。【申請人読み上げ】です。

申請地は、【申請地読み上げ】、無断転用の案件であります。

本案件の譲受人は奈良市に在住していますが、老後は生まれ故郷である善通寺市の申請地に隣接する住宅に永住しようと思ひ、所有物件の調査したところ、自己所有宅地293.65㎡と申請地にまたがって、住宅が建っていることが判明したため、申請するものであります。

なお、本申請地は準住居地域に指定されている第3種農地であります。

番号2ですが、売買による所有権移転の案件です。

【申請人読み上げ】です。

【申請地読み上げ】であります。

譲受人は不動産業を営んでいる会社であります。住宅等を購入した際に残った農機具や家電等を処分していましたが、古物商の免許を取得したため、中古販売を行っております。現在の商品置場の830㎡では狭く、拡張が必要となったため、申請したものであります。

なお、本申請地は準工業地域に指定されている第3種農地であります。

番号3ですが、売買による所有権移転の案件で、【申請人読み上げ】です。

【申請地読み上げ】であります。

譲受人は不動産業を営んでいる会社であります。東部小学校地区で土地の問合せが数件あったため、需要見込みがあると考え、土地分譲を計画し、申請するものです。

なお、本申請地は第1種中高層住居専用地域に指定されている第3種農

地であります。

番号4ですが、売買による所有権移転の案件で、【申請人読み上げ】です。

【申請地読み上げ】であります。

譲受人は、申請地周辺で駐車場の問合せがあったため、需要見込みがあると考え、申請するものです。しかし、申請地は道路に面していないため、道路に面している隣接する宅地 236.91 m<sup>2</sup>の一部を進入路として使用するものであります。

なお、本申請地は準工業地域に指定されている第3種農地であります。

番号5ですが、売買による所有権移転の案件で、【申請人読み上げ】です。

【申請地読み上げ】であります。

譲受人は、市内でも見受けられるレンタルトラックルームの需要が高まってきたため、申請地において計画したものであります。なお、本申請地は準工業地域に指定されている第3種農地であります。

番号6ですが、売買による所有権移転の案件で、【申請人読み上げ】です。

申請地は、【申請地読み上げ】であります。

譲受人は、隣接する宅地を店舗用地として分譲しようとして計画しておりますが、宅地 757.46 m<sup>2</sup>の中では駐車場確保が難しく、駐車場用地を確保するため申請するものです。

なお、本申請地は準工業地域に指定されている第3種農地であります。

番号7ですが、使用貸借権設定の案件で、【申請人読み上げ】です。

申請地は、【申請地読み上げ】であります。

借り人は、現在借家で生活されておりますが、今般実家を2世帯住宅にリフォームし同居することを計画されております。同居するにあたり、車庫を新築する予定としていますが、宅地部分では用地の確保が出来ず、隣接する申請地を転用するため申請するものです。

なお、本申請地は第1種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地であります。

番号8ですが、売買による所有権移転の案件で、【申請人読み上げ】です。

申請地は、【申請地読み上げ】であります。

譲受人は、自身が所有する宅地に温室を建て趣味でサボテン等を育てて



おりましたが、一時的に温室から出して並べる必要があった。そのためのスペースが必要となり造成を行いました。境界確認が不十分であったため、申請地に越境していたことが判明したため、申請するものです。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地に区分されていますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

番号9ですが、使用貸借権設定の案件で、【申請人読み上げ】です。

申請地は、【申請地読み上げ】であります。

譲受人は運送業を営んでおり、トラックを6台保有しております。現在、トラック及び従業員の車両置場として丸亀市三条町に土地を借りておりますが、所有者から返還の申し入れがあったため、新たな車両置場を確保しなければなりません。つきましては、代表取締役の妻の父の農地を借受け、車両置場とするため申請するものです。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地に区分されていますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

番号10、番号11については所有者及び転用者が同じで、一つの転用案件ですが、権利内容が違っているものですので、一緒にご説明いたします。

【申請人読み上げ】です。

番号10の申請は売買による所有権移転の案件で、【申請地読み上げ】であります。番号11の申請は賃借権を設定、【申請地読み上げ】であります。

転用者は、主に土木工事業を営んでいる会社でありまして、現在、車両、資材等については、木徳町で賃借している土地に置いております。しかし、この土地が手狭であり、本社から離れているために、申請地を車両及び資材置場とする事を計画し、申請するものです。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地に区分されていますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

番号12ですが、営農型発電設備の継続使用に伴う使用貸借権を設定した一時転用の更新の案件で、【申請人読み上げ】です。

申請地は【申請地読み上げ】であり、これは太陽光発電パネルの基礎部分、パワーコンディショナー及び電柱布設の面積であります。

本件は、先ほどお話しいただきました議案第1号の番号9と関連しております。まず、営農型太陽光発電設備と通常の太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可申請における主な違いについて簡単にご説明申し上げます。転用期間についてですが、通常の太陽光発電設備は永久転用が主であります。営農型は一時転用しか認められず、事業を継続するならば3年ごとに更新申請をする必要があります。また、通常の太陽光発電の転用は、農業振興地域内の農用地区域においては農用地からの除外申請を行い、当該区域から除外される見込みがないと認められませんが、営農型の場合は農用地区域内であっても認められ、転用面積も支柱部分等の農業ができない部分に限定するものであります。簡単ですが、以上が主な違いでありまして、

当初、平成26年12月1日に営農型発電設備を設置することを目的として一時転用許可を受けたものであります。その許可を受けた期間が終了し、平成30年2月5日付で更新する許可を受けておりますが、期間が終了するため今回3回目の申請をするものです。

なお、本請地は農業振興地域内の第2種農地であります。農業振興上特に問題は無いと考えます。

以上、12案件、登記地目は田が20筆、転用面積は8,201.83㎡で提出書類には特段不備はなく、転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、審査基準を満たすものであることから、特に問題は無いと考えております。無断転用の案件につきましては、当時行わなければならない農地法上の手続きをせず無断で転用しておりますが、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えておりますので、12案件すべて、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号1は〇〇地区の委員さんにご

意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号2・番号3・番号4・番号6・番号7・番号10・番号11の7案件については、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

なお、番号2・番号6につきまして、後ほど〇〇地区の委員さんにもご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。11日に委員名で現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号2・番号5・番号6は、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。12日に内田委員と現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号7については〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。11日に現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号12については〇〇地区の委員さ

んにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。11日に現地確認を実施しました。きれいに耕作されております。  
今後違う作物への転換も考えられているようです。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題  
ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問な  
どはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号農地法  
第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第4号、非農地証明願について、事務局より説明をお  
願いします。

局 長

それでは、議案第4号、非農地願についてご説明いたします。議案書の  
9ページで、2案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】。

本申請は、証明を受けようとする土地である、【申請地読み上げ】は令和  
3年2月より農道として利用されております。

次に、番号2ですが、【申請人読み上げ】。

本申請は、証明を受けようとする土地である、【申請地読み上げ】は令和

2年12月より農道として利用されております。

番号1番号2の施設は、農地法施行規則第29条第1号の規定による農業用施設に供する場合に該当し、その面積も200㎡未満であり、農作業の効率を上げる目的で転用された土地であるため、農地法の適用を受けない土地であることを証明するものであります。

以上2件、登記地目は、田が2筆174㎡の案件であり、提出書類に不備はなく、非農地証明の可否については可とすることが相当であると考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

局長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1は〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。11日に委員名で現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号2は〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、非農地願につきましては、原案のとおり決定をいたします。

これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。

これをもちまして、3月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時10分 終了